

計画作成年度	令和3年度
計画主体	初山別村

初山別村鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名 経済課農林畜産係
所在地 苫前郡初山別村字初山別96-1
電話番号 0164-67-2211
FAX番号 0164-67-2298
メールアドレス keizai.nourin@vill.shosanbetsu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象区域

対 象 鳥 獣	エゾシカ、ヒグマ、トド、アライグマ
	鳥類（ドバト、ハシブトガラス、ハシボソガラス）
計 画 期 間	令和 4 年度 ～ 令和 6 年度
対 象 地 域	初山別村全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業被害に係る被害防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥 獣 の 種 類	被 害 の 現 状	
	品 目	被 害 数 値
エ ゾ シ カ	麦	11.50ha 6,264千円
	大豆	1.70ha 814千円
	ビート	0.30ha 398千円
	水稲	5.50ha 6,534千円
ヒ グ マ	果樹	0.2ha 250千円
	水稲	1.40ha 1,663千円
ト ド	漁具（刺網等）	数値不明
	水産物（カレイ等）	数値不明
	※漁具破損による休漁被害	数値不明
ア ラ イ グ マ	水稲	1.20ha 1,426千円
鳥 類	水稲	数値不明

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く）等を記入する。

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	内容
エゾシカ	<p>農作物の播種から収穫までの長期間に渡り出没し、村内一円において、被害が出ている。生息数は不明だが被害額や捕獲頭数を推考しても減少しているとは考え難い。また、森林等（国有林含む）の被害も出ている現状である。</p> <p>また、近年は山間に隣接する農村部はもとより市街地近郊まで現れることもあるため、農業・林業従事者のみならず通学児童・生徒、付近住民への人的被害も懸念される。</p>
ヒグマ	<p>近年、12月から3月の冬眠期間を除いて、農村集落内の住宅の近くまでヒグマの生息地域が迫っており、主要道路を横断するなど目撃情報も多い。</p> <p>農作物の被害のみならず、人命の危険も懸念されるため、村内の出没頻度の高い場所にヒグマ出没の看板を設置することにより注意喚起を行い、目撃地域には、見廻り活動の強化、広報活動による対応を行っている。</p>
トド	<p>トドは準絶滅危惧種であることに留意し、漁業に与える被害を防ぐための最小限の駆除を実施できる体制づくりの検討及び被害額の調査を行っていく。</p>
アライグマ	<p>初山別村字明里を中心に村内全域に被害が多く、通年して畑等に被害があるが、特に自家野菜（スイートコーン、野菜等）における収穫期の被害が多い。</p> <p>今後の著しい頭数・被害の増加を未然に防ぐためにも箱わなの増設等、捕獲体制の充実を図る。</p> <p>外来生物法の特定外来生物であることから捕獲次第処分する。</p>
鳥類 (ドバト、 ハシブトガラス、 ハシボソガラス)	<p>村内全域に生息しているが、生息数は不明である。</p> <p>通年、牛舎内への侵入による配合飼料の食害、糞害、格納庫等への住みつきによる糞害など、実損以外に衛生面的な問題が発生している。</p>

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標		現 状 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和6年度)	備考(軽減率)
エゾシカ	被害額	14,010千円	12,609千円	10%減
	被害面積	19.00ha	17.10ha	10%減
ヒグマ	被害額	1,913千円	1,722千円	10%減
	被害面積	1.6ha	1.44ha	10%減
トド	被害額	数値不明	数値不明	
アライグマ	被害額	1,426千円	1,283千円	10%減
	被害面積	1.2ha	1.08ha	10%減
鳥類	被害額	数値不明	数値不明	
	被害面積	数値不明	数値不明	
計	被害額	17,349千円	15,614千円	10%減
	被害面積	21.8ha	19.62ha	10%減

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>被害防止対策としては、猟友会が主体となり有害鳥獣駆除を実施している。</p> <p>ヒグマについては、銃器による捕獲及び箱罠による捕獲により農業被害防止及び生活環境被害防止を講じてきた。</p> <p>エゾシカについては、個体数が非常に多いことから、有害鳥獣駆除及び北海道狩猟期間により通年で駆除をしている。また、一年に一度、猟友会員、実施隊員によるエゾシカ一斉駆除を実施している。</p> <p>トドについては、冬季から春季にかけて現れており、刺し網破損等の被害を受けているが、上陸場が無く効果的な対策(駆除・追い払い)が打てず苦慮している。</p> <p>アライグマについては、捕獲用箱わなを鳥獣被害総合防止対策事業等で購入し、出没箇所へ設置し、駆除している。</p> <p>鳥類については、道より権限を移譲された中で、被害を受けた箇所のみで駆除を実施している。</p>	<p>猟友会により駆除を実施しているが、個体数が非常に多く出動頻度が高い。</p> <p>また、猟友会員の高齢化に伴い出動頻度の減少、若年層の会員は経験が少ない。</p> <p>エゾシカ、ヒグマは夜間に活動することが多く、銃器のみでは捕獲しきれないため罠使用などの効率的な捕獲方法が必要である。</p> <p>トドについては、上陸場がなく銃による駆除がほぼ不可能であり、北海道連合海区漁業調整委員会指示もあり、捕獲に規制がある。 また、近隣町村上陸場から来遊していると考えられることから広域的な連携が必要である。</p> <p>アライグマについては、毎年個体数が増加傾向にあり、外来生物法の特定外来生物であることから、箱わなの増設による積極的な捕獲活動が必要である。</p> <p>鳥類については、銃器での捕獲のみで実施しているため、時間、現地の状況、場所等が制限される。</p>
防護柵設置等に関する取組	<p>村内の田及び畑において、ほぼ全域に防護柵を設置しているが、牧草地には設置されていない。</p>	<p>防護柵の定期的な修繕費用及び恒久柵の設置の検討が必要である。</p>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法について記入する。
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置・追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方法

鳥獣被害を減少させるためには、農地への侵入を防止するとともに、対象鳥獣の個体数を減少させる必要がある。従って、効果的な防護柵の設置や捕獲計画数を増やし、猟友会活動の推進をするとともに、箱わなの購入、設置等について検討するものとする。

また、被害状況、出没情報の把握、情報の共有、対策の検討等、地域全体での取組が必要であることから、関係者による対策協議会について逐次開催し、連携を図るとともに、協議会にて検討された対策を実施する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・初山別村職員のうちから村長が指名する者（捕獲従事者）
- ・北海道猟友会（羽幌支部初山別部会）
→有害鳥獣（エゾシカ、ヒグマ、鳥類）の捕獲活動。
- ・初山別村鳥獣被害対策実施隊（実施隊は、有害鳥獣駆除にて、実績又は防除の見込みがあるものを村長が任命。）
→エゾシカ一斉捕獲実施時に実施隊員が出動。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等がわかる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
令和4年度	エゾシカ ヒグマ 鳥類 アライグマ トド	出動費の補助及び処理費負担（猟友会） 猟銃の新規取得及び更新に係る費用を一部助成（猟友会） 各被害防止機材の購入及び適正な実施、保守管理
令和5年度	エゾシカ ヒグマ 鳥類 アライグマ トド	出動費の補助及び処理費負担（猟友会） 猟銃の新規取得及び更新に係る費用を一部助成（猟友会） 各被害防止機材の購入及び適正な実施、保守管理
令和6年度	エゾシカ ヒグマ 鳥類 アライグマ トド	出動費の補助及び処理費負担（猟友会） 猟銃の新規取得及び更新に係る費用を一部助成（猟友会） 各被害防止機材の購入及び適正な実施、保守管理

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数の設定の考え方
<p>エゾシカに関して、過去捕獲実績がR3:350頭、R4:359頭、R5:384頭であり、R6年度も同程度度の捕獲が見込まれる。そのため、R6捕獲計画数を400頭に増頭している。ヒグマに関して、R5捕獲実績は9頭だが、R6年8月31日現在で16頭捕獲している。出没情報が相次いでおり、更なる捕獲が見込まれるため、R6捕獲計画数を30頭に増頭している。アライグマに関して、過去捕獲実績がR3:171頭、R4:162頭、R5:242頭であり、生息数増加に伴い捕獲頭数も増加している。そのため、R6より捕獲計画数を250頭と定めている。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	300 頭	300 頭	400 頭
エゾシカ (食肉加工施設持ち込み)	10 頭	10 頭	10 頭
ヒグマ	7 頭	7 頭	30 頭
アライグマ	外来生物法の対象動物であることから捕獲計画数は定めず、可能な限り捕獲する。		250 頭
鳥類	50 羽	50 羽	50 羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・エゾシカ → 捕獲手段：銃器、くくり罠、箱わな及び囲い罠 予定時期：4月～3月 予定箇所：村内全域 ・ヒグマ → 捕獲手段：銃器及び箱わな 予定時期：4月～11月 予定箇所：村内全域 ・アライグマ → 捕獲手段：箱わな 予定時期：4月～3月 予定箇所：村内全域 ・鳥類 → 捕獲手段：銃器 予定時期：4月～3月 予定箇所：村内全域 <p>※出没が夜間の場合は、主に罠を使用して捕獲する。</p> <p>※出没状況によっては、鳥獣保護区内での捕獲を実施することとする。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>初山別村全域において、エゾシカ等の有害鳥獣による農作物被害が多発しているため、より効率的に被害を減少させるために、初山別村鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲を実施する。</p> <p>初山別村鳥獣被害対策実施隊員のエゾシカ一斉捕獲実施時期については、毎年2月下旬から3月頃とし、実施場所は初山別村字共成・字大沢を中心に実施する。</p>

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の移譲を希望する場合は捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度

- 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	エゾシカ	侵入防止柵の稼働
	ヒグマ	出没頻度が高くなる時期の普及啓発（看板設置・村内広報に掲載等）
	トド	爆音機の設置及び稼働（検討）
令和5年度	エゾシカ	侵入防止柵の稼働
	ヒグマ	出没頻度が高くなる時期の普及啓発（看板設置・村内広報に掲載等）
	トド	爆音機の設置及び稼働（検討）
令和6年度	エゾシカ	侵入防止柵の稼働
	ヒグマ	出没頻度が高くなる時期の普及啓発（看板設置・村内広報に掲載等）
	トド	爆音機の設置及び稼働（検討）

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

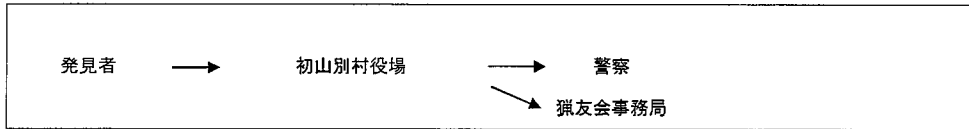
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
初山別村	協議会事務局運営、道補助対象事業受け入れ
るもい農業協同組合初山別支所	農業被害報告、駆除以外の被害防止対策
北海道猟友会羽幌支部初山別部会	ハンターの派遣
北海道中央農業共済組合留萌支所	農業被害等の情報収集及び情報提供
留萌農業改良普及センター	農業者への指導助言、情報提供、農業被害の実態把握
留萌北部森林管理署	国有林の入林承認
北るもい漁業協同組合初山別支所	トドによる漁業被害の防止及び駆除方法の研究
鳥獣保護員	生息状況、環境等の情報提供・被害防止対策に対する指導

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 - 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

羽幌町外2町村衛生施設組合へ搬入し処分する。
また、状況に応じて捕獲場所での埋設処分をする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	初山別村鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
初山別村	協議会事務局運営、道補助対象事業受け入れ
るもい農業協同組合初山別支所	農業被害報告、駆除以外の被害防止対策
北海道猟友会羽幌支部初山別部会	ハンターの派遣
北海道中央農業共済組合留萌支所	農業被害等の情報収集及び情報提供
留萌農業改良普及センター	農業者への指導助言、情報提供、農業被害の実態把握
留萌北部森林管理署	国有林の入林承認
北るもい漁業協同組合初山別支所	トドによる漁業被害の防止及び駆除方法の研究
鳥獣保護員	生息状況、環境等の情報提供・被害防止対策に対する指導

(注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成関係機関には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。
3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連絡体制が分かる体制図等があれば添付する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
留萌振興局産業振興部農務課	鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した被害対策に係る指導・助言
留萌振興局産業振興部水産課	海獣による水産業被害報告、来遊状況取りまとめ
留萌振興局保健環境部環境生活課	鳥獣保護管理対策に関する情報提供及び技術的助言・援助 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の捕獲許可 鳥獣による農業等被害状況取りまとめ
留萌振興局産業振興部林務課	鳥獣（海獣を除く）による林業被害状況取りまとめ
留萌振興局森林室	林業者への指導助言、情報提供、森林被害の実態把握、道有林への入林許可など
留萌振興局農業改良普及センター	農業者への指導助言、情報提供、農業被害の実態把握など

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制がわかる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣対策実施隊に関する事項

初山別村鳥獣被害対策実施隊	平成26年7月1日設置。構成員令和6年8月31日現在12名。
---------------	--------------------------------

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

トド被害防止施策は、隣接町村との広域連携による実施を検討する。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。